

## 議案第69号

飯能市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第3項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

令和2年9月4日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例  
新旧対照表

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(管理者)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 省略</p> <p>附 則</p> <p>3 <u>令和9年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>4 <u>令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護</u></p> | <p>(管理者)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>附 則</p> <p>3 <u>平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> |

支援専門員を除く。）を第5条第1項に  
規定する」とあるのは「引き続き、同日  
における管理者である介護支援専門員  
を」とする。

介護保険法第四十六条第一項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十六第一号イ③に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第二条と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十六第一号イ③に規定する主任介護支援専門員を除く。）を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する」とあるのは「引き続き、令和三年三月三十一日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

# 参考

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令  
 (指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)  
 第一条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>3 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならぬ。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。</p> | <p>3 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p> |
| <p>2 令和三年四月一日以後における前項の規定の適用については、前項中「第二条」とあるのは「令和三年三月三十一日までに</p>   | <p>2 令和三年四月一日以後における前項の規定の適用については、前項中「第二条」とあるのは「令和三年三月三十一日までに</p>                                    |

(傍線部分は改正部分)

第二条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第四号)の一部を次の表のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>3 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならぬ。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。</p> | <p>3 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十条の六十六第一号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を指定居宅介護支援等基準第三条第一項に規定する管理者とすることができる。</p> |

○厚生労働省令第百十三号  
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十七条第二項第一号及び第八十一条第三項第一号の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和二年六月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信